

審議会等の会議の概要の記録

会 議 の 名 称	令和6年度第 2 回甲州市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和6年8月1日(木)午前10時30分から午前11時 18 分
開 催 場 所	甲州市役所本庁舎 2 階 第一会議室
議 題	(1)指定管理業務に係る第三者モニタリングについて (2)新行財政改革大綱実施計画検証結果(案)について
出 席 委 員	荻原智志委員、木下みどり委員、栗原宣如委員、佐藤多賀子委員、 塩島和美委員、宿澤和也委員、松山典嗣委員、丸山正次委員(会長) (五十音順)
会議の公開又は 非公開の区分	公開
会議を一部公開 又は非公開とし た場合の理由	
傍 聴 人 の 数	0人
審 議 概 要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課4名(前田課長、廣瀬リーダー、佐藤、水上)
そ の 他	

第1回甲州市行政改革推進委員会 審議概要

内容	次第に基づき以下のとおり進められた。
1 開会	○事務局(廣瀬L) ※開会の辞
2 会長あいさつ	○会長 農業をやっている方はお忙しい時期。今日も危険な暑さである。 地球の長い歴史の中で、農業が始まったのは大体1万3000年位前のことである。私は、環境政治学が専門であるが、今は氷河期が終わり地球の気候が安定した時代、地質学上「完新世」という時代である。本来は、5万年後くらいには氷河期に戻る時期だったが、人間の活動によって、自然のサイクルが壊れている。温暖化が寄与しているのではないかという話。そのため、新しい地質学上の時代を作らないとならない。現代の農業や工業など人間が作ってきた制度は、すべて「完新世」に合わせて作ってきたもの。もし時代を新しい形とするならば、今まで人類が経験していないものになる。1万3000年位前から経験してきたことが、ひょっとしたら通用しなくなってくるかもしれない、ということが今問題になっている。経済や政治、文化も同様である。 今日のような暑さを感じると、本当にこの先どうなるのかという少しの恐怖と、皆で何とかしなければ、という責任を感じる日々である。特に子どもや孫に対して感じる。 ここにいらっしゃる皆さんもそれぞれ地区で責任ある立場だと思う。自分の日々の仕事と合わせて地域の皆が幸せに生きていけるよう、出来ることを皆で考えていけたらいいなと、こういう会議では改めて思う。 今日もまた、進捗管理の結果などが出るが、ぜひ率直なご意見をいただいて、有意義なものにしたい。よろしくお願いします。
3 議事	(1)指定管理業務に係る第三者モニタリングについて
(1)指定管理業務に係る第三者モニタリングについて	○会長 それでは次第に基づき進める。(1)指定管理業務に係る第三者モニタリングについてについて事務局から説明をお願いします。 ○事務局(水上) ※資料に基づき説明 行政改革推進委員会にて、行政改革の一環として指定管理者の第三者モニタリングを毎年お願いしてるところである。今年度は、甲州市し尿処理場のモニタリングをお願いしたい。 指定管理者第三者モニタリングについての評価方法について、本日配布させていただいた資料に基づき説明する。 ファイルの一枚目の資料について、まず、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、広く民間企業やNPO法人等を含む事業者委ねることを可能にした地方自治法上の制度である。その目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることである。 第三者モニタリングは、指定管理施設の管理運営やサービスの提供などが適正に行われているかどうかを、指定管理者と甲州市ではない第三者の中立的な立場から、客観的

(2) 新行財政改革大綱実施計画検証結果－令和 5 年度－(案)について	な視点を用いて評価し、サービスや管理運営内容の向上へと繋げていくことを目的としている。 今年度は、甲州市し尿処理場のモニタリングをお願いする。 昨年度と同様、配布した資料をもとに後日書面で回答をお願いしたい。 資料の裏面をごらんいただきたい。 評価の方法については、昨年度に指定管理者が行った業務についての指定管理者及び施設所管課の意見を資料 1 の「評価シート1から6」に業務ごとに分けて記載してある。主に資料 1 の「評価シート1から6」の「指定管理者 記入欄」の内容を確認していただき、「適切に施設の維持管理や運営が行われているか」「民間ノウハウの活用や経営努力によって経費削減等が図られているか」「地域貢献をしているか」「課題や改善の対応を適切に行っているか」などについて、評価できる点や改善を必要とする点など率直な意見をいただきたい。 また評価シートのみでは詳しく業務内容が分からないので、参考資料として事業報告書等の資料も資料 2 から資料 7 まで添付させていただいた。 ご意見の提出につきましては、クリップ留めされた(提出用紙)指定管理業務に係る第三者モニタリング(書面実施)にご意見を記載していただき、返信用封筒にて、8 月 15 日、木曜日までに返信していただきたい。提出用紙には、評価シートのどのシートに対するご意見か分かるように左側にシートの番号を記載し右側に意見の記載をお願いする。 メールでの提出も可能としているので、メールの場合は、様式は自由とし、提出用紙の上記に記載のあるアドレスにメールをしていただければと思う。よろしくをお願いしたい。ご不明な点があれば、一枚目に記載のある政策秘書課 水上まで連絡をいただきたい。以上です。よろしくお願い致します。 ○会長 (1) 指定管理業務に係る第三者モニタリングについて事務局から説明いただいた。以前は現場に行って質問等出来る機会を設けてモニタリングを行っていた。そうしないと、モニタリングの意味があまりないのでは、とのことであったが、コロナもあり、実際に行ってしまうのもなかなかできないので、今回はこういった書面審査の形になる。 今の事務局からの説明について、質問ご意見等あればお願いする。 施設について見に行きたいという要望があれば行けるのか。 ○事務局(水上) 事務局で調整する。ご質問等あれば、こちらも所管課に確認して連絡させていただく。 ○会長 ご意見等あれば事務局にまずお問い合わせいただく、ということでしょうか。 ○事務局(水上) はい。 (2) 新行財政改革大綱実施計画検証結果－令和 5 年度－(案)について ○会長 続いて、(2) 新行財政改革大綱実施計画検証結果について、事務局から説明をお願いしたい。
---	--

○事務局(佐藤)

※資料に基づき説明

前回第 1 回行政改革推進委員会の開催から、委員の皆様からはご意見等をいただき、ありがとうございました。

資料 1 について、いただいたご質問又はご意見について関係する所管課からの回答等を項目別にまとめたものである。ご確認いただきたい。

次に、第 1 回行政改革推進委員会及び庁内の行政改革推進本部会議でいただいたご意見をもとに、検証結果の修正を行った箇所を中心に説明をさせていただく。

資料2の「新行財政改革大綱検証結果－令和5年度－(案)変更箇所一覧」が「資料2の下線部分」が変更箇所である。なお、今回修正等させていただいた部分については、資料3の「検証結果(案)」では、赤字となっているので、あわせてご確認いただきたい。

まず、資料2の 1 頁の表の上から 2 番目から説明をさす。資料 3 の目次について、『各推進項目の進捗状況 5 段階評価の一覧があると見やすい』とのご意見をいただき、目次の「具体的な取組」欄の右に各推進項目の進捗状況 5 段階評価の欄を追加し、目次下部に進捗状況 5 段階評価の説明を追加記載した。

次に、通番6資料 3 では 7 頁の「窓口サービスの向上」の取組で、『年間取組状況に窓口接遇アンケートを実施とあるが、目標指標に対し結果がどうだったのかわからない』とのご指摘を受け、年間取組状況に『申請書の書き方について、「非常に良い・良い」の回答割合は 77%、待ち時間について「非常に良い・良い」の回答割合は 74%となりました。』と目標指標における結果を記載した。

次に、通番 23 資料 3 では 27 頁の「未収金の解消(住宅使用料)」の取組で、『住宅使用料の収納率の年度別実績値が前年度を下回っており、順調な進捗とは言えないのではないか』とのご意見をいただき、年間取組状況に『また、年度当初 38 件あった滞納については、滞納者への面談や夜間訪問等の強化を図り、10 件が完納となりました。』という件数の実績を追記し、進捗状況を『2:進捗不十分』に、進捗 5 段階評価の根拠を『住宅使用料収納率の年度別実績値が前年度比減となったためです。』と修正した。

次に、通番 28 資料 3 では 35 頁の「公営企業会計・特別会計の健全経営(介護保険事業)」の取組で、『目標値は令和 5 年度の実績値において既に達成されており、目標値の再設定が必要ではないか』とのご指摘を受け、所管課と協議した結果『目標指標である介護保険料滞納繰越分収納率の目標値を 15.0%』に再設定し、これに合わせて工程表と年度別目標値を記載の通り修正した。

次に、通番 30 資料 3 では 38 頁の「公営企業会計・特別会計の健全経営(水道事業②)」の取組で、庁内本部会議において『目標値は令和 5 年度の実績値において既に達成されており、目標値の再設定が必要ではないか』とのご指摘を受け、所管課と協議した結果『目標指標である水道使用料収納率の目標値を 98.0%』に再設定し、これに合わせて工程表と年度別目標値を記載の通り修正した。

次に、通番 36 資料 3 では 45 頁の「行政サービスへの市民の意見の反映」の取組で、『市民ニーズの把握について、市長への手紙や市民懇話会等の実施はされたのか。この記載内容だと進捗状況の根拠について検証が不十分に感じる。』とのご意見をいただき、年間取組状況を『各課において実施している市民による委員会や市長への手紙、メール等を通じて、市民の意見、提案やニーズを把握することに努めました。また、いただいたご

意見等は関係各課に速やかに伝達、情報共有を行い、行政サービスへの反映を図りました』に、進捗 5 段階評価の根拠を『いただいたご質問やご意見等を的確かつ迅速に関係課等へ伝達し、対応することが出来ました。また、令和 5 年度は市民懇話会の実施はしませんでした。各種市民による委員会、手紙やメール等の ICT の活用により、随時ご意見等いただく機会を広げ、幅広く市民からの声を聴く体制をとることが出来ました』という表現に修正した。

最後に資料2の 1 頁の最初に戻り、資料 3 では表紙から 1 頁めくっていただいた一番初めの頁の令和5年度検証結果集計表について。先程通番 23 で達成度を変更したので、表のとおり集計表を変更した。

なお、第 1 回行政改革推進委員会の開催時点で年度別実績値が確定していなかったものについて、見込み値を記載していたが、確定した実績値に修正している。こちらについては資料 2 の修正箇所一覧には記載していないが、資料 3 の検証結果(案)では赤字にある。

以上、皆様からいただいたご意見・ご質問等により、検証表現等を修正した箇所について、説明である。修正後の検証結果(案)については、この後、庁内の行政改革推進本部会議に諮り、そこで決定となれば HP で公表する。

何かご意見等あるようでしたらよろしく願いたい。

○会長

事務局からは、前回の案に対して、その後出された意見を基に修正が図られたとのことである。これについての返答は資料にある通りだが、これも含めてご質問ご意見あれば。

○委員

私が前回質問した件について、資料 1 の 17 ページ、17 で回答がある。しかし、この場所は私がこの間説明した場所と違う。湯の沢峠の先の駐車場のトイレや避難小屋についてである。また、そこから 300m 先の鉄塔の周辺に不法投棄がいまだにされているようである。県なのか市なのか管轄がわからないが、対応してほしい。

すごく楽しいところで、そこまで駐車場まで車で行け、好きな方はタクシーでも行くほど。外国の方も結構いる。

また、合併前はその登山道を定期的に整備していたと聞いている。登山道の中には標識案内板があるが、複数の案内板が草が生えていて見えない状態であった。ボランティアで刈ったりもしているが、登山者の安全を守れなくなってしまう。登山道の整備も願いたい。

それから、トイレの貯水槽が壊れていたということもある。この間お話をしたところと回答の場所が違うので、市の管理であるならば、湯の沢峠の駐車場のところの管理もきちんとしていただきたいと思う。その避難小屋もちょっとかび臭いと利用者から聞いている。

○会長

委員からは 2 点。1 つは前回の説明した場所と回答で出ている場所と違うという点。それから、登山道全体の管理について、どこが主体かわからないが、市と県で連携して整備してほしいということ。

○事務局(佐藤)

正しい場所については、あとで委員と地図を見ながら確認する。

○会長

場所と施設について、かなり細かく説明があったので、そこも含めて対応をお願いします。対応結果については、所管課に確認し、委員に伝えていただく。必要であれば全体へお知らせいただく、ということでしょうか。

○委員

はい。よろしくお願いします。

○会長

ほかにはいかがか。

○委員

前回、私が意見した通番 36 行政サービスの市民の意見の反映について、訂正していただいた。しかし、直接市長に意見を言ったとして、それが職員に伝わると、トップダウンのようになり、職員の方たちがどう思うのか、ということを想像してしまう。あるいは、やはり自分たちも市長に対しては直接意見を伝えきれない、という市民の状態もある。

この計画には、課題や実施内容の欄に「ワークショップとかパブリックコメントの実施などを通じて」とあるが、次期の取組でもそこに全然触れられてない。自分は、職員と市民の方が一緒になってこの甲州市をどうしたいのか、みたいなことを話す機会が必要ではないかと思う。今回の検証は、まだ足りてないような気がする。

○会長

委員は、以前はワークショップのようなことを市民と職員とで一緒になって開くなど、意見交換の場のようなものを実際にやられたらどうか、というような提案をされていたと思う。そこに、次期への取組でも触れられていない、というご意見でよろしいか。

○委員

実施内容の欄には「ワークショップ、パブリックコメントの実施などを通じて」と書いてある。そこに触れないのであれば、消しても良いのでは、と思う。

○会長

計画として書いてあるのに、何も触れられていない。それならば、記載をしないか、記載するのであればちゃんとやると言ったらどうか、ということか。

○委員

はい。

○事務局(廣瀬 I)

実施内容についての修正は、庁内の本部会議での承認が得られれば可能である。もしくは、再度所管課に確認し、修正させていただく。

○会長

実施内容記載されている「ワークショップ、パブリックコメントの実施などを通じて」というのは、どのくらい実施されたのか、できるのかという記載に修正ということか。

○事務局

いただいたご意見は、ここで「そう記載する」とは回答できないので、所管課に確認させていただく。修正については、また書面にて対応する。

○会長

わかりました。今、事務局から説明があったように、実施内容の欄など上の計画の部分はこの時点で修正はできない。そこで、下の進捗管理シートへの記載について、どうだっ

たのかという事実の一部足りない部分があるのでは、という意見に対して、事務局で再度確認することで進捗管理していくということ。

○委員

次期に向けての取組の欄の記載が、前回よりグレードダウンしている印象である。それであれば、順調な進捗とは言えないのではないか。

○会長

この意見も含めて、事務局には再度検証いただくということによろしいか。

○委員

はい。

○事務局(廣瀬 I)

改めて検討する。

○会長

ほかにはいかがか。

○委員

「効率的計画的な財政運営」というのが何項目かあるが、今人口が減りつつある中で、将来の人たちに手を回さないで済むような計画を早めに立てて対応してかないと心配である。ぜひこの進捗不十分のものについて、迅速に取り組み、インフラ整備をお願いしたい。

能登の地震でもとても大変な状況。こういうインフラが最後まで困難になっているよう。

市だけではなく、市民も問題意識を持てるよう、市でも啓蒙していただき、市民が理解して、協力する形がとれたらいいと思う。上下水道とかインフラの関係について思うことである。

○会長

この項目は、公営企業会計についてのことが基本である。今委員がおっしゃったのは、むしろ例えば道路とか橋の改修とかになるか。確かそれは別の委員会があるはずであるがいかがか。

○事務局(廣瀬 I)

中長期的な修理計画等を所管課で作成している。経済成長期などに公共施設や道路橋りょうを建て、同時期に対応年数が来てしまっている。一気に直すことは財政負担もあり難しい。財政状況等踏まえた上で、計画的に進めていく方針である。

○会長

公共施設のマネジメントの全体像は、財政面だけでなく、様々な面があり、別機関で検討しているということだと思う。こういった情報を、もっと市民にもわかるようにしてほしいということ。市民からはあまりわからない部分である。

○事務局(佐藤)

所管課にお伝えする。

○会長

ほかにはいかがか。

ないようであれば、今日は 3 点ほどご意見があった。やはり、それぞれの対応結果について、ホームページで公表する前に委員にお知らせいただきたい。

○事務局(廣瀬 I)

いただいたご意見を反映させ、最終的には庁内の本部会議で承認を得て公表となる。本部会議へ諮る前に書面に、委員の皆さまには修正したものを再度ご確認くださいようにしたいと思う。

○会長

それでは、再度書面にて確認、書面会議という形でよろしいか。

○委員

せっかくなので、もうひとつよろしいか。

最近、山梨県でのふるさと納税の返礼品への苦情が話題になっている。甲州市は関係ないか。生産者としてはとても残念に思っている。

本市の産業にも、こういった評価はすごくマイナスになってしまう。小規模農家ばかりでの対応は難しいので、JAなどと連携して、甲州市の返礼品を胸を張って送れるものとしてほしい。意見ではなく、お願いである。

○会長

返礼品の品質などの定め方は、よく知らないのだが市ではなにか基準があるのか。

○事務局(廣瀬L)

ふるさと納税は、政策秘書課の地域未来戦略担当が所管している。

確か基準を設けて事業者さんからの申し出に基づいて、基準に照らして満たしていれば出品という形であったと思う。

委員がおっしゃっていたのは、おそらくシャインマスカットの件ではないかと思うが、供給能力以上の事前予約を受け付けてしまい発送できなかった、あるいは基準に満たないものを出荷されてしまった、という事例である。甲州市ではなかったが、山梨県全体とみられてしまうので、ブランド価値が下がってしまうことは残念である。

県でも問題意識を持ち、対策をとっているという話である。また、峡東3市でも会議を開き対策をとっていると聞いている。

農業は市の基幹産業であり、シャインマスカットだけでなく、非常に重要な問題なので、引き続き対策をとっていきたい。所管課にもきちんとお伝えする。

○会長

委員のおっしゃっているのは、やはり農産品についてのそういった仕組みについてということか。

○委員

そういった仕組みが小規模事業者にはよくわからない。

○会長

きちんと一定の基準があり、それに満たなければ、ふるさと納税に出せないということのようだが、なにか基準についても検討というか、必要ということか。

○委員

こういった基準を設けてやっています、こうなっているんで大丈夫です、というのを出示いただければ、生産者としても安心してより励むことができるかな、と思う。よろしく願いしたい。

○会長

生産者側の要望ということ。

○事務局(廣瀬L)

(3)その他 4 閉会	はい。確認します。 ○会長 ほかにはないか。 それでは、今まで出たご意見等については、ホームページで公開する前の段階で委員の皆さんにはご確認いただくということをお願いしたい。よろしいか。 では、(1)(2)については以上となる。 さきほど出た意見以外の箇所はこのままのもので認めるということで、この会議ではなりましたのでご了承いただきたい。 ○会長 その他何かあるか。 ○事務局(佐藤)※委員報酬についての説明 ○会長 以上で議事を終わる。お疲れさまでした。ありがとうございました。 ○事務局(廣瀬L) ※閉会の辞
備考	